

利用者から受け取れる金銭について

障害福祉課 管理・指定グループ

指定障害福祉サービス等事業者が利用者から受け取れる金銭については、指定基準や関係通知で示されていますが、実地指導等において、「利用者から受け取った金銭の用途について十分な説明を行っていない」「利用者の同意を得ずに金銭を受け取っている」等の事例が見受けられます。

利用者から金銭を受け取る際は、以下を参考のうえ適切に行うようお願いします。

1 サービス提供にかかる費用

利用料（1割）とは別に、利用者から受け取ることができるサービスの提供にかかる費用は、基準省令で明確に規定されています。

○サービスごとに基準省令で規定されるもの

（例）共同生活援助の場合：家賃、食材料費、光熱水費、日用品費

○その他日常生活費

日常生活に必要で、利用者に負担させることが適当と認められるものになります。

- ・歯ブラシや化粧品等の身の回り品として日常生活に必要なもの
- ・行事における材料費や入浴費等の教養娯楽として日常生活に必要なもの 等

支払いを求める際の留意事項

- あらかじめ利用者にサービスの内容、費用について説明し、同意を得る
- 利用者から金銭を受け取った後は、領収書を利用者に交付する

「その他日常生活費」については、以下の点にも留意してください。

- 費用の内訳を明らかにする
- 利用者の希望を確認したうえで、実費相当額の範囲で行う
- 対象となる便宜と額を運営規程に明記する

基準省令（利用者負担額等の受領） ※サービスごとに規定

- ・障害福祉サービス事業所（平成18年9月29日 厚生労働省令第171号）
- ・障害児通所支援事業所（平成24年2月3日 厚生労働省令第15号）

関係通知（日常生活に要する費用の取扱いについて）

- ・障害福祉サービス事業所（平成18年12月6日 障発第1206002号）
- ・障害児通所支援事業所（平成24年3月30日 障発0330第31号）

2 サービス提供と関係のない費用

指定基準において、「直接利用者の便益を向上させるもので、利用者に支払いを求めることが適当であるもの」と規定されており、以下のようなものが想定されます。

○預り金の出納管理費

○利用者の贅沢品や嗜好品等の購入費 等

※「その他日常生活費」とは異なり、基準省令や関係通知で具体的な費目が規定されていないため、該当するか判断に迷う場合は、具体的な用途を示してご相談ください。

支払いを求める際の留意事項

- 金額の用途、額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、同意を得る
- 利用者から金銭を受け取った後は、領収書を利用者に交付する

「預り金の出納管理費」については、以下の点にも留意してください。

- 責任者、補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管する
- 適正な管理が行われていることの確認が、複数の者により常に行える体制で出納事務を行う
- 利用者との契約書、個人別出納台帳等を備え、適正な出納管理を行う
- 積算根拠を明確にし、適切な額を定める

基準省令（事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

- ・ 障害福祉サービス事業所（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 171 号） 第 20 条
- ・ 障害児通所支援事業所（平成 24 年 2 月 3 日 厚生労働省令第 15 号） 第 22 条

関係通知（日常生活に要する費用の取扱いについて）

- ・ 障害福祉サービス事業所（平成 18 年 12 月 6 日 障発第 1206002 号）
- ・ 障害児通所支援事業所（平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 31 号）